平成２６年（フ）第１８４２号
福岡県筑紫野市塔原東３丁目３番２―201号
債務者　國田つる代
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７７号
福岡市博多区昭南町１丁目１番９号
債務者　岩永　知則
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３５号
福岡市東区和白１丁目14番43―103号、前住所福岡市東区八田１丁目３番５号
債務者　籔　　貴之
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３６号
福岡市南区平和１丁目21番57号
債務者　米澤眞理子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４２号
福岡県春日市白水ヶ丘２丁目168番地　ベリエ白水ヶ丘202号
債務者　後藤　淑美
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５号
福岡県春日市原町２丁目51番地１　コスギＶ・206号
債務者　高田　　京
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６号
福岡市中央区薬院３丁目９番８―503号
債務者　前田慎太郎
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５０号
福岡県筑紫郡那珂川町後野１丁目10番３号
債務者　扇　　温子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５９号
福岡市博多区博多駅南６丁目13番26号
債務者　茶山　義明
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０号
福岡県春日市天神山１丁目53番地
債務者　野上　正男
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６１号
福岡県春日市天神山１丁目53番地
債務者　野上　征代
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６６号
福岡市南区寺塚２丁目４番４―604号、前住所福岡県春日市下白水北４丁目40番地１セゾン春日202号
債務者　手島智嘉子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６７号
福岡県太宰府市青山２丁目16番12号
債務者　佐々木亜貴
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８号
福岡県太宰府市国分３丁目12番28―405号
債務者　島元　久美
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７１号
福岡市南区横手南町11番17―202号、前住所福岡市南区塩原４丁目22番16号
債務者　田北　光義
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７２号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1106番地31
債務者　塚本　知子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３号
福岡市西区今宿町482番地12
債務者　荒木　光義
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７４号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮１丁目４番13号　おつじ住宅２号
債務者　戸上　章喜
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部